

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車)の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。 軽自動車等を購入または譲受などした場合や譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、原動機付自転車、小型特殊自動車に関する申告書は当該市町村に対して申告が行われ、三輪・四輪の軽自動車、二輪の小型自動車、二輪の軽自動車に関しては軽自動車協会より登録情報を受領する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者の準備。(地方税法第442条の2、第445条) ②納税義務者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条) ③納税義務者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税義務者から減免申請書を受領する。(地方税法第454条) ⑤減免の可否を判断し、納税義務者(減免申請者)に対し、減免決定通知書を送付する。 ⑥納付された領収済通知書等により納付確認を行う。 ⑦納付額が課税額より多い場合は過納額を還付する。 ⑧税証明書交付申請書を受領し、納税証明書を交付する。 ⑨完納されていない納税義務者に対し、督促状を送付する。 ⑩督促した納税者から納付が無い場合や納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。</p>
③システムの名称	1 軽自動車税システム 2 課税資料イメージ管理システム 3 収納システム 4 滞納システム 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 宛名管理システム 8 住民基本台帳ネットワークシステム 9 データ連携基盤(庁内連携システム) 10 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 11 軽自動車検査情報市区町村提供システム
2. 特定個人情報ファイル名	
	1 軽自動車税情報ファイル 2 収納情報ファイル 3 滞納情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の27の項 【情報提供の根拠】 提供なし

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課、納税課
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課(0564-23-6076)、納税課(0564-23-6123)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I-5-② 所属長	市民税課長 池野 肇、納税課長 青山 恭久	市民税課長 鍋田 志郎、納税課長 竹下 正昭	事後	
平成29年2月15日	I-1-③ システムの名称	1 軽自動車税システム 2 課税資料イメージ管理システム 3 収納システム 4 滞納システム 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 宛名管理システム 8 住民基本台帳ネットワークシステム(庁内連携システム) 9 データ連携基盤 10 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	1 軽自動車税システム 2 課税資料イメージ管理システム 3 収納システム 4 滞納システム 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 宛名管理システム 8 住民基本台帳ネットワークシステム(庁内連携システム) 9 データ連携基盤 10 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 11 軽自動車検査情報市区町村提供システム	事後	
平成29年2月15日	I-3-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一の16の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成30年3月23日	I-5-① 部署	税務部市民税課、納税課	財務部市民税課、納税課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I-7 請求先	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市税務部市民税課	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I-8 連絡先	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市税務部市民税課(0564-23-6076)、納税課(0564-23-6123)	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課(0564-23-6076)、納税課(0564-23-6123)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成31年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	-	【情報照会の根拠】 1 番号利用法第19条第7号 別表第2の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当 IVリスク対策	市民税課長 鍋田 志郎、納税課長 竹下 正昭	市民税課長、納税課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 1 提出する特定個人情報保護	-	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報)	-	十分である	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 3 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 3 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取	-	十分である	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 5 特定個人情報の提供・委託	-	十分である	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	十分である [O]接続しない(提供)	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 8 監査	-	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 9 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 軽自動車税システム 2 課税資料イメージ管理システム 3 収納システム 4 滞納システム 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 宛名管理システム 8 住民基本台帳ネットワークシステム(庁内連携システム) 9 データ連携基盤 10 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 11 軽自動車検査情報市区町村提供システム	1 軽自動車税システム 2 課税資料イメージ管理システム 3 収納システム 4 滞納システム 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 宛名管理システム 8 住民基本台帳ネットワークシステム 9 データ連携基盤(庁内連携システム) 10 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 11 軽自動車検査情報市区町村提供システム	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1 番号利用法第19条第7号 別表第2の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第2(1)の項	事後	
令和2年10月1日	IVリスク対策 1 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	実際の特定個人情報のしきい値判断のため
令和2年10月1日	II しきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象人数いつ時点の計測か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1 番号利用法第19条第7号 別表第2の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	【情報照会の根拠】 1 番号利用法第19条第8号 別表第2の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I-3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	事後	
令和4年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1 番号利用法第19条第8号 別表第2の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の27の項 【情報提供の根拠】 提供なし	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計測か	令和3年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	